

## 業務仕様書

### 1 業務名

鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略策定支援委託業務

### 2 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

### 3 業務の概要

鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略を策定するにあたっては、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略でも示されているとおり、結婚・出産・子育てや経済・雇用に係る現状や、市民の希望の把握、分析等を通じて、人口減少に関する各種課題の要因を明確化したうえで、施策の方向性を検討していくことが重要である。

そこで、本業務は、鎌倉市の合計特殊出生率（以下、「出生率」という。）が低位で推移していること、社会移動の動向、市内の経済・雇用が人口にもたらす影響に着目し、既存の文献、白書、統計データ分析等に加え、アンケート調査等を実施し、他都市との比較等を行いながら、人口減少が進む要因と課題を明らかにするとともに、希望出生率を踏まえた将来人口推計の試算と将来展望の導出を行い、鎌倉市版総合戦略の裏づけとなる人口関連のデータを整理する。

また、これに基づき、鎌倉市版総合戦略において実施すべき事業を提案するとともに、当該提案事業による施策の KPI の設定を行うことを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、鎌倉市政策創造課及び経営企画課と協議の上、鎌倉市政策創造専門委員（地方創生担当）と連携をとりながら進めるものとする。

### 4 業務の内容

- (1) 鎌倉市における人口増減の要因である出生率、社会移動（市外転出・市内転入）の要因について、他都市比較等を通じた定量分析を行うとともに、まち・ひと・しごと創生本部より提供されている地域経済分析システムにより示されている将来人口推計について検証を行い、人口動向についての分析を行う。

※分析を行う事項、手法については下記を参考にしながら提案を行うこと。

項目数に制限は設けない。

#### ① 鎌倉市の出生率が低位に留まることの要因分析

- ・ 文献や白書、出生動向基本調査等の統計調査結果等から、合計特殊出生率に影響を与える社会経済的な要因を整理
- ・ 合計特殊出生率に関係する統計データなどで他都市を類型化し、比較すべき

統計項目を抽出

- ・ 抽出した統計項目について、他都市のデータ比較・検証を行い、統計からみた鎌倉市の特性について一定の結論を導く

[想定される統計項目]

未婚率、平均初婚年齢、平均初産年齢、有配偶率（20-29 歳）、1 世帯あたり子ども数、正規雇用率、就業率、子ども 1 人当たり保育所定員数、男性／女性の労働時間、男性／女性の育児休業取得率、3 世代世帯率、未婚女性の 1 人暮らし率 等

## ② 社会移動（市外転出・市内転入）の要因分析

市外転出・市内転入に関係する統計データを抽出し分析することで、統計からみた鎌倉市の特性について一定の結論を導く。分析に当たっては、特に、下記の視点を持つこととし、他都市とのデータ比較・検証を十分行うこと。

(ア) 雇用・経済状況等の関連における分析

- ・ 文献や白書等から、有効求人倍率、事業者数、産業別従事者割合などの市内産業に関する統計データを整理し、雇用・経済状況と人口の相関について分析を行うこと。

(イ) ライフイベント・住みやすさ等との関連における分析

- ・ 文献や白書等から、(ア)以外の視点において、各ライフイベント等に着目し、市外転出・市内転入と関連性が深いと考えられる統計データを整理し、各要因と人口の相関について分析を行うこと。

[想定される統計項目]

有効求人倍率、一人当たり市民所得、従業員一人当たり GDP、産業別従業員一人当たり GDP、一人当たり可処分所得、産業別従業者割合、開廃業率、教育機関数、在学者数、在学者の居住地割合、地価の推移、不動産動向、市外転出者数及び内訳、市内転入者数及び内訳 等

## ③ 地域経済分析システムにおける将来人口推計の検証

地域経済分析システムにおいて示されている 2060 年までの将来人口推計について、その条件を勘案し、本市における検証、及び条件設定を見直す必要がある場合には、条件を修正した上での推計を示すこと。

## (2) アンケート調査、分析

鎌倉市の出生率が低水準に留まる要因や人口の市外転出・市内転入の要因分析を行い、

鎌倉市版総合戦略における施策検討に寄与するアンケート調査を行う。人口の増減についての考え方においては、進学・就職・結婚・出産・定年退職等のライフイベントを意識し、より効果的な調査についての提案を行うこと。

なお、アンケートは以下を想定しているが、これらの要素を含むことを前提とした上で、手法や具体的内容は提案とし、独自の提案内容について、評価を行うものとする。調査については、本市の特徴が捉えられ、対応する施策が導かれることを意識すること。

さらに、アンケート調査以外の手法により、同様、もしくはそれ以上の効果が得られると考えられる時には、代替手法の提案を行うことは差し支えない。

- ① 有配偶者に対する出産・育児に関する意識調査（有配偶者意識調査）
- ② 独身者に対する結婚及び出産・育児に関する意識調査（独身者意識調査）
- ③ 社会移動に関する意識調査  
（市内転入者：転入した要因についての分析等  
市外転出者：転出した要因についての分析等  
その他：鎌倉市への転入／鎌倉に対するイメージ等に関する意識等）
- ④ 雇用・就業に関する現況・意識調査
- ⑤ その他必要と考えられる調査  
（調査例）※以下は例示であり、独自の提案について評価を行う。
  - ・進学に着目した人口移動についての調査  
（都内への進学と通学の関連／近隣大学等への進学と人口移動など）
  - ・Uターン（若年層における都心から鎌倉市への居住）についての調査
  - ・観光客における鎌倉市内居住についての調査
  - ・地域ごとの転入者・転出者の年齢層・家族構成等に関する調査

#### （ア）調査方法等

##### a) 調査対象

本調査の対象条件に適合した対象を抽出すること。

市住民基本台帳システムで可能である範囲において、調査対象の宛先等を抽出し使用することも可とする（ただし、条件については提案に含めること）。

##### b) 調査方法

スケジュール及びアンケート調査の効果・データの妥当性等を勘案し提案すること。

住民基本台帳システムなどの個人情報を取り扱い、郵送を行う場合について、詳細は別途協議のこととする。郵送等の経費については、受託者が負担するものとする。

c) サンプル数

統計処理により分析を行う上で必要と考えられる回答サンプル数を確保すること。サンプル数については、必要数及び根拠を提案に示すこと。

(イ) 調査項目

調査項目は提案とするが、出生動向基本調査や国のネットアンケート調査等の項目を踏まえつつ、効果的な調査項目を提案すること。

実施の際には、鎌倉市で実施した他調査との整合性について確認を行うこと。

アンケート対象の性別等に応じ、適切な質問項目となるよう必要な修正を行うこと。

(ウ) 調査票の確認・整理・集計・分析

調査データ収集後には、速やかにデータクリーニング（無記入、誤記入、矛盾等の修正）を行い、調査結果の集計、結果表の作成、国、都道府県との比較分析を行うこと。

※調査対象の属性におけるクロス集計を用いた効果的な分析手法について提案すること。

(3) その他の調査

必要に応じ、「(2) アンケート調査」以外の調査についても提案すること。

(4) 希望出生率の算出、将来人口の推計（超長期推計）

調査結果から希望出生率を算出するとともに、出生率及び移動率を変数とする数パターンでの将来推計を行う。この際、出生率の変動については、出生率のみではなく、実現されるために必要な出生数について実数で示すこととし、それ以外にも達成イメージを具体的に描けるよう、留意すること。推計は2060年までとし、条件設定等は、鎌倉市と協議すること。

(5) 要因の特定

これまでの調査分析結果を踏まえ、鎌倉市の合計特殊出生率が全国的にみて低位で推移している要因や、人口の市外転出、市内転入の要因を明らかにする。

(6) 報告書の作成

報告書は、下記のとおり、既存の各種統計データ等を用いた「現状分析編」、調査結果の分析や国の調査結果等の比較を踏まえた「ネット調査結果分析編」2部構成を想定し

ており、適宜図表を挿入するなどして視覚的にわかりやすく作成すること。

ファイル形式は、「5 提出成果物」に指定のとおり。

また、報告書を簡潔にまとめた概要版を作成（パワーポイントで作成）することとし、産官学金労言の対話の場である（仮称）鎌倉市まちひとしごと創生懇話会（※名称未定・今後設置予定。以下、「懇話会」という。）等へ内容の報告を行うこと。

## 【構成案】

### 第1章 現状分析編

- ・ 鎌倉市の出生率が低水準に留まる要因分析  
合計特殊出生率に関する統計データ等で他都市を類型化し、鎌倉市とのデータ比較を行い、統計からみた一定の結論を導く
- ・ 鎌倉市の人口の社会移動（市内転入・市外転出）の要因分析  
人口の市内転入・市外転出に関する統計データ等で他都市を類型化し、鎌倉市とのデータ比較を行い、統計からみた一定の結論を導く  
※特に、雇用・経済状況と人口の関係、転入元及び転出先の傾向に関して、十分な分析を求める
- ・ 地域経済分析システムにおける人口推計の検証及び総合的な人口動向の分析  
上記の分析を含め、その他要因等の分析により、地域経済分析システムにおいて示されている人口推計についての検証と、必要な視点を加えた今後の人口動向についての分析を行い、本市が置かれている状況を明らかにする

### 第2章 アンケート調査等結果分析編

- ・ 調査結果の集計、クロス分析、国、都道府県との比較分析
- ・ 希望出生率の算出、将来人口の推計（超長期推計）
- ・ アンケート調査結果等を踏まえ、合計特殊出生率が低い理由や人口の市外転出の理由を再精査、再整理
- ・ 将来人口推計と調査結果等を考慮した人口ビジョン（目標人口等）の提案

#### （7） 懇話会への出席及び議事録の作成

鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略を策定する上では、産官学金労言の対話の場である（仮称）鎌倉市まちひとしごと創生懇話会（※名称未定・今後設置予定。）を設置し、交わされた議論や抽出された意見を活用していくこととしている。この懇話会について、必要に応じ出席し委託業務の成果等に関する説明を行うとともに、会議録の作成を行うこと。

なお、懇話会については、平成27年7月より月1回程度、最大8回の開催を想定している。

(8) 鎌倉市版総合戦略へ搭載する事業の提案

鎌倉市版総合戦略において実施していくべきと考えられる事業について、人口ビジョンを十分に勘案し、関連を示した上で提案すること。特に、マーケティングの視点から、事業の対象・目的について十分に検討された提案を行うこと。

この際、第3次鎌倉市総合計画及び第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画との整合性について留意し、施策体系と総合戦略において実施すべき事業分野等との関連について示すこと。また、事業実施の効果及びその健勝方法、関連する主体、スケジュール、財源について試算するなど、事業が確実に実施されるための提案を合わせて行うこと。

(9) 鎌倉市版総合戦略に搭載される事業の KPI (Key Performance Indicators、重要業績評価指標) の提案

鎌倉市版総合戦略については、市で策定を行っていくが、この際に総合戦略に掲載されるすべての事業について効果を数値化し、各施策の KPI の設定方法、及び設定内容への提案を行うこと。

(10) 鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略(冊子)の作成

市で決定を行った鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略について、より市民・事業者等へわかりやすく周知できるよう、冊子の作成を行うこと。

5 その他

各調査、提案等に当たっては、国より提供されている地域経済分析システムを最大限に活用し、効率的に調査業務を進めること。

6 提出成果物

本調査にかかる各種成果物については、下記の数量・形式で納品すること。

成果物	数量	形式	期日	備考
集計用個票データ	2枚	CD-ROM ※1	データクリーニング後速やかに	CSV データで納品
調査報告書(概要版)	2枚		平成27年 8月31日	PPT で作成 PPT 及び PDF データで納品
調査報告書	2枚		Word 及び PDF データで納品 集計表及び図表については、 Excel データも納品	
調査報告書(概要版)	30部	冊子(A4版)	平成27年9月	同上

調査報告書	30 部	※2	※3	同上
鎌倉市人口ビジョン	2 枚	CD-ROM	平成 28 年 2 月	Word で作成 Word 及び PDF データで納品 図表等については、Excel データ も納品
鎌倉市版総合戦略	2 枚			
鎌倉市人口ビジョン	200 部	冊子 (A4 版)		同上
鎌倉市版総合戦略	200 部	※2		

※1 データの容量によって、DVD-ROM 等とすることは構わない

※2 調査報告書 (概要版含む)、鎌倉市人口ビジョン、鎌倉市版総合戦略については、見やすさ・分りやすさを考慮し、カラーでの納品とするが、モノクロでの閲覧・印刷についても考慮し作成すること。

※3 具体的な日程は、市と協議のこととする。

## 7 業務の報告について

7 月 10 日までに現状分析編 (第 1 章)、8 月 14 日までに調査結果分析編 (第 2 章) の中間報告を実施すること。

中間報告を受けて現状分析編 (第 1 章) 及び調査結果分析編 (第 2 章) を修正し、調査報告書を CD-ROM 形式で 8 月 31 日までに提出すること。その後、人口ビジョン及び総合戦略については、市と協議の上、平成 28 年 2 月に提出すること。具体的な日程については、協議のこととする。

## 8 スケジュール

平成 27 年 7 月中旬 調査票作成

7 月下旬～8 月上旬 アンケート調査の実施

7 月 10 日 現状分析編の中間報告 (第 1 章の部分)

8 月 14 日 意識調査結果分析編の中間報告 (第 2 章の部分)

8 月 31 日 調査報告書の提出 (CD-ROM)

9 月 11 日 鎌倉市人口ビジョン (素案) の提出 (データ送付)  
総合戦略への事業提案

9 月 30 日 KPI の提案

平成 28 年 2 月 15 日 鎌倉市人口ビジョン・鎌倉市版総合戦略 (CD-ROM・冊子)

3 月 15 日 業務完了報告書の提出

※平成 27 年 7 月以降、産官学金労言の対話の場 (仮称) 鎌倉市まちひとしごと創生懇話会 (※名称未定・今後設置予定) を随時開催する。報告・提案等の際

に必要な応じ参加を行うこと。

## 9 成果物提出場所

鎌倉市経営企画部政策創造課

鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所本庁舎2階

担当 平澤

## 10 留意事項

### (1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、政策創造課の指示に従うこと。受託者は、政策創造課より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、政策創造課へ報告すること。

### (2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、鎌倉市個人情報保護条例（平成10年条例第8号）を遵守するとともに、別紙「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講ずること。

### (3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、本市業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

### (4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者との協議し承認を得ること。

### (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記す

ること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、市は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

#### (6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

#### (7) 国の要請に基づく対応

本件業務は地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

また、関連書類の保存期間等については、契約時に提示する通りとすること。

#### (8) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について本市と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

## 個人情報取扱注意事項 別紙

### (個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、役務による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (複写、複製の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、鎌倉市から提供された個人情報が記録された資料等を、鎌倉市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

### (目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、鎌倉市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (資料等の返還)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、鎌倉市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに鎌倉市に返還するものとする。ただし、鎌倉市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (事故の場合の措置)

第6 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに鎌倉市に報告し、鎌倉市の指示に従うものとする。

### (契約解除及び損害賠償)

第7 鎌倉市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。